

平成 24 年度から

介護保険料が変更になります

65 歳以上の方の保険料は、市が 3 年ごとに見直しを行っており、本年度がその見直しの年になります。保険料の見直しにあたって、介護保険事業計画策定委員会で協議を行ない、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間に、どの介護サービスをどの程度利用するかを見込み、それに必要となる費用総額のおおむね 21% を 65 歳以上の方の人数で割り返して、1 人あたりの負担額(基準額)を決めます。

今回、サービスを利用する方の増加や介護報酬の引き上げ(1.2%) などから、保険料を見直しました。

平成 21 年度 ~ 23 年度
基準額(月額) **4,000 円**



平成 24 年度 ~ 26 年度
基準額(月額) **4,500 円**

負担区分 (所得段階)	対象となる方		平成 23 年度 までの 月額保険料 (年額)	平成 24 年 ~ 26 年度の保険料	
				月額保険料 (年額)	保険料の計算
第 1 段階	生活保護の受給者、市民税が世帯全員非課税世帯の老齢福祉年金の受給者				
第 2 段階	本人が 市民税 非課税 で	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	2,000 円 (24,000 円)	2,250 円 (27,000 円)	4,500 円 × 0.50
第 3 段階		世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超える方	3,000 円 (36,000 円)	3,375 円 (40,500 円)	4,500 円 × 0.75
第 4 段階		同じ世帯に市民税課税者がいる方	4,000 円 (48,000 円)	4,500 円 (54,000 円)	4,500 円 × 1.00
第 5 段階	本人が 市民税 課税で	本人の前年の合計所得金額が 190 万円未満の方	5,000 円 (60,000 円)	5,625 円 (67,500 円)	4,500 円 × 1.25
第 6 段階		本人の前年の合計所得金額が 190 万円以上の方	6,000 円 (72,000 円)	6,750 円 (81,000 円)	4,500 円 × 1.50

訪問介護サービス利用者負担を軽減しています

介護保険の被保険者が訪問介護(ホームヘルプ)サービスを利用した場合、費用の 1 割分を負担することになりますが、申請により本人負担の 2 分の 1 を市が独自に負担しています。

対象者 市の要介護(要支援)認定を受けている介護保険料を滞納していない市民税非課税世帯の方

毎年度、事前に市に申請をし、利用額軽減確認の交付を受ける必要があります。なお、今後利用する方(現在利用している方も含む)は、ケアマネージャーやホームヘルパーに相談してください。



問合せ先 市高齢・介護室介護保険係